

平成26年

上砂川町議会議録

第3回 定例会

上砂川町議会

上砂川町議会会議録目次

出席議員	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	1

第 1 号（9月17日）

議事日程	2
会議録署名議員	2
開会の宣告	2
開議の宣告	2
会議録署名議員指名について	3
会期決定について	3
諸般の報告	3
斎藤勝男の第2回砂川地区広域消防組合議会臨時会結果報告	3
数馬 尚の空知中部広域連合議会第2回定例会結果報告	3
副議長の中空知広域市町村圏組合議会第1回臨時会結果報告	4
例月出納検査結果報告（6・7・8月分）	4
町長行政報告	4
教育長教育行政報告	4
同意第 5号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて（同意）	6
議案第34号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について	6
議案第35号 平成26年度上砂川町一般会計補正予算（第2号）	7
議案第36号 平成26年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）	10
認定第 1号 平成25年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について	11
認定第 2号 平成25年度上砂川町水道事業会計決算認定について	11
決算特別委員会設置及び付託について	12
報告第 3号 平成25年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告について（報告済）	13
休会について	14
散会の宣告	14

第 2 号（9月19日）

議事日程	16
会議録署名議員	16
開議の宣告	16
会議録署名議員指名について	16
一般質問	16
伊 藤 充 章	16
企画振興課技師長 佐 藤 康 弘	18

総務課長 米田 淳一	18
吉川 洋	19
総務課長 米田 淳一	20
数馬 尚	21
総務課長 米田 淳一	22
大内 兆春	23
町長 奥山 光一	25
企画振興課長 浅利 基行	26
教育長 飯山 重信	28
川岸 清彦	28
住民課長 渡辺 修一	29
議案第34号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について（原案可決）	30
議案第35号 平成26年度上砂川町一般会計補正予算（第2号）（原案可決）	30
議案第36号 平成26年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）（原案可決）	30
調査第3号 所管事務調査について（許可）	30
追加日程について	31
意見書案第9号 「手話言語法」の制定を求める意見書（原案可決）	31
意見書案第10号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書 （原案可決）	31
意見書案第11号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（原案可 決）	32
意見書案第12号 地方財政の充実・強化を求める意見書（原案可決）	33
意見書案第13号 2015年度予算（介護・子ども）の充実・強化を求める意見書（原案可 決）	33
意見書案第14号 電力料金再値上げの撤回を求める意見書（原案可決）	34
閉会の宣告	34

出 席 議 員

議席 番号	氏 名	3 定	
		9.17	9.19
1	伊 藤 充 章	○	○
2	川 岸 清 彦	○	○
3	吉 川 洋	○	○
4	齋 藤 勝 男	○	○
5	数 馬 尚	○	○
6	高 橋 成 和	○	○
7	横 溝 一 成	○	○
8	大 内 兆 春	○	○
9	堀 内 哲 夫	○	○

説 明 の た め 出 席 し た 者

役 職 名	氏 名	3 定	
		9.17	9.19
町 長	奥 山 光 一	○	○
副 町 長	林 智 明	○	○
教 育 長	飯 山 重 信	○	○
教 育 委 員 長	栗 原 順 道	○	×
監 査 委 員	横 林 典 夫	○	○
監 査 事 務 局 長	中 島 隆 行	○	○
総 務 課 長	米 田 淳 一	○	○
企 画 振 興 課 長	浅 利 基 行	○	○
住 民 課 長	渡 辺 修 一	○	○
福 祉 課 長	西 村 英 世	○	○
税 務 出 納 課 長	永 井 孝 一	○	○
教 育 次 長	前 田 厚	○	○
企 画 振 興 課 技 師 長	佐 藤 康 弘	○	○

事 務 局 職 員 出 席 者

職 名	氏 名	3 定	
		9.17	9.19
議 会 事 務 局 長	中 島 隆 行	○	○
書 記	三 上 美 知 子	○	○

平成 26 年

上砂川町議会第 3 回定例会会議録（第 1 日）

9 月 17 日（水曜日）午前 10 時 00 分 開 会
午前 11 時 02 分 散 会

○議事日程 第 1 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 会期決定について
9 月 17 日～9 月 19 日
3 日間
- 第 3 諸般の報告
 - 1) 議会政務報告
 - 2) 第 2 回砂川地区広域消防組合議会臨時会結果報告（斎藤議員）
 - 3) 空知中部広域連合議会第 2 回定例会結果報告（数馬議員）
 - 4) 中空知広域市町村圏組合議会第 1 回臨時会結果報告（副議長）
 - 5) 例月出納検査結果報告（6・7・8 月分）
- 第 4 町長行政報告
- 第 5 教育長教育行政報告
- 第 6 同意第 5 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
※ 同意第 5 号は、即決とする。
- 第 7 議案第 34 号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について
- 第 8 議案第 35 号 平成 26 年度上砂川町一般会計補正予算（第 2 号）
- 第 9 議案第 36 号 平成 26 年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
※ 議案第 34 号～第 36 号は、提案理由・内容説明までとする。
- 第 10 認定第 1 号 平成 25 年度上砂川

町一般会計及び特別会計決算認定について

- 第 11 認定第 2 号 平成 25 年度上砂川町水道事業会計決算認定について
※ 認定第 1 号・第 2 号は、認定に付すべき理由・内容説明までとし特別委員会に付託。
- 第 12 決算特別委員会設置及び付託について
- 第 13 報告第 3 号 平成 25 年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告について

○会議録署名議員

4 番 斎 藤 勝 男
5 番 数 馬 尚

◎開会の宣告

○議長（堀内哲夫） おはようございます。ただいまの出席議員は 9 名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成 26 年第 3 回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前 10 時 00 分）

◎開議の宣告

○議長（堀内哲夫） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員指名について

○議長（堀内哲夫） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、4番、斎藤議員、5番、数馬議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎会期決定について

○議長（堀内哲夫） 日程第2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月19日までの3日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から9月19日までの3日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元に配付の日程表のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（堀内哲夫） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会政務報告を行います。報告事項につきましては、それぞれ印刷してお手元に配付しておりますので、ごらんになっていただき、報告にかえさせていただきます。

次、第2回砂川地区広域消防組合議会臨時会結果について報告を求めます。斎藤議員。

○4番（斎藤勝男） 砂川地区広域消防組合議会について。

標記の件につき、平成26年第2回砂川地区広域消防組合議会臨時会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

記、1、日時、平成26年7月28日月曜日午前10時30分。

2、場所につきましては、砂川市役所議会委員会室。

3、議件、議案第1号 平成26年度砂川地区広域消防組合会計補正予算、議案第2号 砂川地区広域消防組合消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について、議案第3号 砂川地区広域消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について。

4、結果については、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されております。

なお、詳しい資料につきましては議会事務局に保管しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 次、空知中部広域連合議会第2回定例会結果について報告を求めます。数馬議員。

○5番（数馬 尚） 平成26年空知中部広域連合議会第2回定例会が平成26年8月21日午後1時30分から空知中部広域連合広域介護予防支援センターで開催されましたので、ご報告いたします。

議件といたしまして、議案第1号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約の専決処分の承認を求めることについて、議案第2号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約の専決処分の承認を求めることについて、認定第1号 平成25年度空知中部広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 平成25年度空知中部広域連合介護保険事業会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号

平成25年度空知中部広域連合国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 平成25年度空知中部広域連合障害支援事業会計歳入歳出決算の認定について、議案第3号 平成26年度空知中部広域連合一般会計補正予算（第1号）、議案第4号 平成26年度空知中部広域連合介護保険事業会計補正予算（第1号）、議案第5号 平成26年度空知中部広域連合国民健康保険事業会計補正予算（第1号）、議案第6号 平成26年度空知中部広域連合障害支援事業会計補正予算（第1号）、議案第7号 北海道市町村職員退職

手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、議案第8号 動産の取得について、選挙第1号 空知中部広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について。

以上の議案について慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されました。

なお、関係書類は議会事務局に保管されておりますことを申し添えましてご報告といたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 次、中空知広域市町村圏組合議会第1回臨時会結果について報告を求めます。大内副議長。

○副議長（大内兆春） 中空知広域市町村圏組合議会について。

標記の件につき、平成26年中空知広域市町村圏組合議会第1回臨時会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

記、日時であります、平成26年7月15日午後3時。

場所は、ホテルスエヒロ白鶴の間。

議件でございますが、議案第1号 平成26年度中空知広域市町村圏組合ふるさと市町村圏基金事業特別会計補正予算（第1号）。

結果でございますが、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決しましたので、報告いたします。

○議長（堀内哲夫） 次、例月出納検査結果報告を行います。

本件につきましては、お手元に配付の報告書の6、7、8月分のとおりでありますので、ごらんいただき、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎町長行政報告

○議長（堀内哲夫） 日程第4、町長の行政報告を行います。奥山町長。

○町長（奥山光一） 町長行政報告を申し上げます。

す。

今回報告いたします平成26年第2回定例会から本定例会までの町政執行上の事項について、特に報告申し上げることはございませんが、町内外の行事、会議等につきましてはお手元に配付の報告書のとおりでありますので、ごらんをいただきまして、町長行政報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で町長の行政報告を終わります。

◎教育長教育行政報告

○議長（堀内哲夫） 日程第5、教育長の教育行政報告を行います。飯山教育長。

○教育長（飯山重信） 教育行政報告を申し上げます。

平成26年第2回定例会以降の町内外の主要な会議、行事につきましては、お手元に配付しております報告書のとおりであります、全国学力・学習状況調査、いわゆる全国学力テストの結果及び来年度からの中学校修学旅行の行き先変更の2件につきましてご報告申し上げます。

1件目、全国学力テストの結果につきましてご報告いたします。資料ナンバー1をご参照願います。全国学力テストにつきましては、平成19年に全員参加方式で実施され、4回目となる平成22年度から3割抽出方式に変更されましたが、昨年度からは全員参加方式で実施されるところであります。本年度の調査につきましては、4月22日に小学校6年生と中学校3年生を対象に全国一斉に実施し、調査科目は国語と算数、数学でいずれも基礎問題を問うA問題と応用力を問うB問題が実施されたところです。

本町の調査結果につきましては、資料に記載しておりますように、小学校では全科目で改善は見られたものの、中学校では全国との差が広がり、小中学校いずれの科目においても全国の平均正答率を大きく下回っている状況にあります。小学校

では、国語Aにおいて書くことが、国語Bについては読むことについて大きく伸びており、漢字の書き取りの朝学習などの効果が出てきたことと思われます。また、算数においては、算数A、Bとも改善されつつあることから、今後も全国平均に近づけられるよう学力向上に向けた対応をすることと中学校では全ての教科において全国平均との差が昨年度より広がっていることから、教育委員会といたしましては公表された翌日、8月27日臨時校長会議を開催し、小中学校に対しテストの結果を分析し、生徒に合わせた指導や放課後などに個別指導を実施して学力の底上げを行うように指示したところであります。

また、学力テストにあわせ実施された児童生徒の生活実態を把握する児童生徒アンケート調査におきまして、ふだん1日当たりどのぐらい家で勉強するのかとの問いに1時間以上する割合は、小学校では全国平均が62.0%に対し31.6%、全くしないが同じく31.6%、中学校におきましても全国平均が67.9%に対して21.1%、全くしないが47.4%と全国平均を大きく下回っている状況にあり、ふだん1日何時間テレビゲームをするのかの問いに対し、4時間以上テレビゲームをしている割合が小学校では全国平均が8.9%に対し26.3%、中学校におきましても全国平均が11.0%に対し47.4%と全国平均を大きく上回っている状況が昨年同様見受けられ、家では勉強よりもテレビゲームをする時間が長い状況にあることから、生活習慣の改善が求められています。さらに、ふだん1日何時間スマホなどで通話やメールなどをするのかという問いには、2時間以上メールをしている割合が小学校では全国平均で8.7%に対し31.6%、中学校におきましても全国平均で32.7%に対し52.6%といずれも大きく上回っていることから、家庭でのご協力、ご理解のもとテレビゲーム同様1日当たりの利用時間の抑制も不可欠であります。

学力の向上には、学校の授業はもとより家庭での学習が大変重要でありますので、昨年度配付し

た家庭学習の手引を活用させ、家庭学習の習慣化を図り、今後においても教育委員会、学校、家庭が一体となって学力向上に努めてまいります。北海道におきましては、平成27年度の全国学力テストにおいて全科目で全国平均以上を目指すこととしておりますが、本町としては朝学習や放課後などにおける学習サポートの内容充実を図りながらできることを着実に積み重ねていくことが重要でありますので、今後においても学校と連携し、学力の向上を図っていきたいと考えております。

続きまして、2件目、来年度からの中学校修学旅行の行き先変更についてであります。現在上砂川中学校3年生は、例年5月に函館市や青森県弘前市方面を行き先とし、3泊4日での行程で見学旅行、いわゆる修学旅行に行っております。こうした中で平成25年第1回定例会において中学校の修学旅行について福井市鶉地区を見学させてはどうかとの質問にもお答え申し上げましたが、町としても上砂川町の発祥の地である福井市鶉地区やその周辺にある東北地域にはない日本の歴史を学習する上で重要な建造物なども直接訪れることで郷土を理解し、愛する気持ちを大切にす豊かな心が生徒たちに生まれ、将来ふるさと上砂川町に貢献する人物となっただけできるよう期待するところでありますので、修学旅行の行き先変更について教育委員会と中学校とで協議を進め、さらにPTA役員や保護者に対しても修学旅行の行き先変更の経過、目的などの説明を行い、旅行経費の増加分については保護者の負担増とならないよう町にて対応することで理解を得ましたので、来年度より修学旅行の行き先を福井市に変更することといたしました。修学旅行先の変更に伴い、中学校においては教職員が福井市鶉地区など現地に赴き下見を実施したところであります。今後は、旅行代理店との行程の調整など行うなど、来年の実施に向け各種調整等準備を進めてまいります。

また、町といたしまして先ほど述べさせていただきましてとおり、従前の旅行先より遠方となる

ことから、保護者の方に負担をかけぬよう、これに係る予算につきましては平成27年度当初予算にて計上を考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、教育行政報告といたします。

○議長（堀内哲夫） 以上で教育長の教育行政報告を終わります。

◎同意第5号

○議長（堀内哲夫） 日程第6、同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて提案の理由並びに内容の説明をいたしますので、ご審議くださるようお願いいたします。

提案の理由といたしましては、現委員、伊藤伸一氏が平成26年9月30日で任期満了となるに伴い、同氏を再任することについて議会の同意を求めるものであること。

内容の説明をいたしますので、本文をご参照願います。次の者を本町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

住所、上砂川町

氏名、伊藤伸一。生年月日、

。職業、無職。備考、任期3年。

本件は人事案件でありますので、全会一致をもって同意くださるようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件でございますので、この際質疑、討論を省略し、即決でまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

これより同意第5号について採決いたします。お諮りいたします。本件は、町長の提案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

◎議案第34号

○議長（堀内哲夫） 日程第7、議案第34号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第34号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について提案の理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合格約を次のとおり変更する。

提案の理由といたしましては、根室北部廃棄物処理広域連合が新たに加入することにより、規約の一部を変更するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示により、議案第34号について内容の説明をいたします。

このたびの議案は、地方自治法第286条第1項の規定に基づく一部事務組合の規約の変更に関するものであります。

内容につきましては、提案理由にございますとおり根室北部廃棄物処理広域連合が新たに加入することに伴いまして組織する団体に変更が生じますことから、規約の関係条文を改めることについて

て、構成する各自治体において議会の議決を求めるものであります。

それでは、本文に入らせていただきます。北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約。

北海道市町村職員退職手当組合格約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表（根室）の項中「中標津町外2町葬斎組合」を「中標津町外2町葬斎組合 根室北部廃棄物処理広域連合」に改める。

附則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第35号

○議長（堀内哲夫） 日程第8、議案第35号 平成26年度上砂川町一般会計補正予算（第2号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第35号 平成26年度上砂川町一般会計補正予算（第2号）について提案の理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成26年度上砂川町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,425万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億8,345万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

平成26年9月17日提出

北海道上砂川町長 奥山光一

以下、内容の説明は副町長から行いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） ご指示によりまして、議案第35号について内容の説明をいたします。

2 ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、13款国庫支出金84万6,000円の追加で、2億999万円となります。

3 項国庫委託金84万6,000円の追加で、203万6,000円となります。

15款財産収入400万円の追加で、1,835万6,000円となります。

2 項財産売払収入400万円の追加で、403万1,000円となります。

18款諸収入3,000万円の追加で、7,561万円となります。

5 項雑入3,000万円の追加で、6,167万9,000円となります。

19款町債2,850万円の追加で、2億3,370万円となります。

1 項町債、同額であります。

20款繰越金2,090万4,000円の追加で、5,381万9,000円となります。

1 項繰越金、同額であります。

歳入合計が8,425万円の追加で、26億8,345万円となります。

2、歳出、2 款総務費675万9,000円の追加で、1億2,962万1,000円となります。

1 項総務管理費675万9,000円の追加で、1億747万円となります。

3 款民生費499万1,000円の追加で、6億316万5,000円となります。

1 項社会福祉費299万1,000円の追加で、5億3,805万7,000円となります。

3 項生活保護費200万円の追加で、230万円となります。

4 款衛生費30万円の追加で、2億4,543万9,000円となります。

2 項清掃費30万円の追加で、1億1,308万8,000円となります。

7 款商工費4,040万円の追加で、9,878万6,000円となります。

1 項商工費、同額であります。

8 款土木費120万円の追加で、3億5,531万4,000円となります。

1 項土木管理費120万円の追加で、9,417万4,000円となります。

9 款消防費3,000万円の追加で、1億8,484万5,000円となります。

1 項消防費、同額であります。

10 款教育費60万円の追加で、1億23万9,000円となります。

2 項小学校費60万円の追加で、3,435万5,000円となります。

歳出合計が8,425万円の追加で、26億8,345万円となります。

第2表、地方債補正。1、追加、起債の目的、消防施設整備事業、限度額2,850万円、起債の方法、普通貸借または証券発行、利率、4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする。）、償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借りかえることができる。

事項別明細書、6 ページ、歳出でございます。

3、歳出、総務費、総務管理費、1 目一般管理費97万9,000円の追加で、4,094万8,000円となりま

す。公共施設や空き家の除雪及び緊急時に対応するため小型タイヤショベルを借り上げ、12節役務費に保険料1万9,000円、14節使用料及び賃借料に借り上げ料59万4,000円を計上するものであります。また、繰越明許費に計上しておりました全国瞬時警報システムが11月1日から供用開始となるため、14節使用料及び賃借料に配信サーバー使用料36万6,000円を計上したところであります。なお、このシステムは登録制のため、10月号広報で住民周知することといたします。

5 目財産管理費550万円の追加で、2,453万8,000円となります。11節需用費であります。庁舎屋根落雪対策に係る修繕と旧ボーリング場のピンタワー撤去費550万円を計上するものであります。

8 目交通安全対策費28万円の追加で、626万円となります。11節需用費28万円の追加は、鶉本町よしかわ商店から道道に出るときに見通しが悪いことから、カーブミラーを設置するものであります。

民生費、社会福祉費、1 目社会福祉総務費234万6,000円の追加で、3億168万2,000円となります。12節委託料84万6,000円の追加は、日本年金機構が来年10月から実施する年金生活者支援給付金について各自治体が所得情報を提供するため、システムを導入するものでございます。19節負担金、補助及び交付金、資料ナンバー2をご参照願います。高齢者世帯等の除雪費用助成の概要でございます。1の目的であります。町の高齢者等除雪サービスを利用することのない門口除雪を個人と業者等のシーズン契約をしている方に除雪委託費用の一部を助成し、高齢者等の実情に応じた生活支援の拡充を図るものであります。2の対象世帯は、現行制度の高齢者等除雪サービスと同じ世帯で、個人契約で直接業者等に除雪委託をしている世帯とし、生活保護世帯につきましては収入認定となるため除いております。3の対象経費であります。上砂川町内の企業及び個人等の業者等と対象者世帯が契約した門口除雪のために支払

った除雪費用を対象として、町民税非課税世帯で除雪費用の3分の1、上限1万5,000円、町民税課税世帯で除雪費用の4分の1、上限1万円を助成するものであります。5の助成の方法につきましては、除雪契約期間及び除雪費用の支払い終了後、契約書及び領収書を添付し、申請することとしております。6の予算であります。19節負担金、補助金及び交付金に150万円を計上するものであります。

予算書にお戻り願います。3目社会福祉施設費64万5,000円の追加で、846万6,000円となります。11節需用費15万円の追加は、鶉若葉生活館の集合煙筒を撤去するものでございます。18節備品購入費49万5,000円の計上は、鶉若葉生活館、下鶉生活館の集会室のストーブを更新するものでございます。

民生費、生活保護費、2目扶助費200万円の追加で、229万円となります。資料ナンバー3をご参照願います。高齢者世帯等の福祉灯油助成事業の概要でございます。福祉灯油助成事業は、昨年実施しておりますので、変更になった部分を中心に説明をさせていただきます。1の目的は変更ありませんが、2の助成事業の実施につきましては昨年まで一年一年の時限で12月に補正予算を計上し、実施しておりましたが、本年度から10月1日における町内の灯油現金価格が消費税抜きで1リットル当たり90円を超えたとき、もしくは超えることが見込まれるときに実施するとして制度化したところであります。3の助成世帯と4の助成額につきましては変更ありませんが、5の住民周知につきましては昨年まで12月補正のため1月号広報で周知しておりましたが、本年度は12月号広報で周知、申請書を折り込み配布することとし、6の申請方法につきましても12月から受け付けに変更しているところであります。7の予算額につきましては、助成額5,000円の400世帯を見込み、20節扶助費に200万円を計上するものでございます。

予算書にお戻りください。衛生費、清掃費、2目じん介処理費30万円の追加で、7,434万8,000円となります。11節需用費30万円の追加は、処分場汚水ポンプが故障したことから、ポンプ2台を更新するものでございます。

商工費、商工費、1目商工振興費200万円の追加で、3,495万3,000円となります。資料ナンバー4をご参照願います。商工会議所補助金の概要でございます。1、目的につきましては、町内全域における消費拡大誘導による地域経済の浮揚と活性化を図るため商工会議所が行うプレミアムつき商品券販売事業に対し補助するものでございます。2の事業概要でございますが、これまでのプレミアムつき商品券同様1万2,000円の商品券を1万円で1,000セット販売するもので、発行総額は1,200万円となるものでございます。商品券の購入限度額につきましては、昨年同様1世帯につき最大5セットとしております。商品券の販売は、平成26年10月17日金曜日とし、販売日から平成27年3月31日までの使用期間を設け、商工会議所で販売するものであります。販売時間につきましては、昨年同様午前9時からと午後零時30分からの2回に分け各500セットを販売するもので、10月号町広報への記事掲載及びPRチラシを配布し、住民周知を行うこととしており、割り増し特典分の200万円を計上するものでございます。

予算書にお戻り願います。2目企業開発費3,840万円の追加で、5,320万5,000円となります。資料ナンバー5をご参照願います。15節工事請負費は、6月13日の全員協議会及び第2回定例会の町長行政報告で駒が台工業団地内のハラダ総業跡地をマイクログラス社が購入する意向がある旨説明をさせていただきましたが、協議が調いだったので、土地の整地や立木の伐採などオーダーメイド方式で整備するため840万円計上するものであります。19節負担金補助及び交付金であります。資料ナンバー6をご参照願います。空知産炭地域新産業創造等助成事業の概要でございます。この

たびの助成事業につきましては、空知産炭地域総合発展基金、新基金の原資の取り崩しによるマイクログラス社に助成するものでございます。事業の概要でございますが、顕微鏡用スライドグラスとカバーグラスの海外需要の増加により、生産性及び生産効率の向上を図るためスライドグラス自動洗浄装置を整備するもので、設備投資額5,450万円の事業費に対し3,000万円助成するものであります。生産販売計画は7に記載のとおりで、新規雇用は今年度5名の雇用であります。既に5名を雇用しております。

予算書にお戻りください。土木費、土木管理費、1目土木管理費120万円の追加で、9,417万4,000円となります。下水道事業特別会計繰出金として120万円を繰り出すものでございます。

消防費、消防費、1目消防費3,000万円の追加で、1億8,484万5,000円となります。砂川地区広域消防組合上砂川支署建設に係る実施設計費を砂川広域消防組合同額の3,000万円を計上するものでございます。

教育費、小学校費、1目学校管理費60万円の追加で、2,218万7,000円となります。11節需用費60万円の追加は、給食調理室食器洗浄機の修繕料の計上であります。

次に、5ページ、歳入であります。2、歳入、国庫支出金、国庫委託金、2目民生費委託金84万6,000円の追加で、189万6,000円となります。年金生活者支援給付金支給準備事務を歳出同額計上するものでございます。

財産収入、財産売払収入、2目不動産売払収入400万円の追加で、400万1,000円となります。11節土地売払収入、マイクログラス社に売却する土地の売払収入として322万7,000円の追加、2節建物売払収入、倉庫の売払収入として77万3,000円を計上するものであります。

諸収入、雑入、5目雑入3,000万円の追加で、6,167万5,000円となります。空知産炭地域総合発展基金助成金を歳出同額計上するものでございま

す。

町債、町債、4目消防債2,850万円の追加で、2,850万円となります。砂川消防組合上砂川支署建設実施設計に係る起債の計上でございます。

繰越金、繰越金、1目繰越金2,090万4,000円の追加で、5,381万9,000円となります。前年度繰越金を充当し、収支の均衡を図るものであります。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第36号

○議長（堀内哲夫） 日程第9、議案第36号 平成26年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第36号 平成26年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について提案の理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成26年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ120万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,027万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の総額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年9月17日提出

北海道上砂川町長 奥山光一

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） ご指示により、議案第36

号について内容の説明をいたします。

2 ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、3款繰入金120万円の追加で、8,661万6,000円となります。

1項一般会計繰入金、同額であります。

歳入合計が120万円の追加で、1億6,027万7,000円となります。

2、歳出、1款下水道費120万円の追加で、3,907万1,000円となります。

1項下水道整備費120万円の追加で、3,114万8,000円となります。

歳出合計が120万円の追加で、1億6,027万7,000円となります。

事項別明細書、4ページ、歳出でございます。

3、歳出、下水道費、下水道整備費、2目下水道建設費120万円の追加で、985万9,000円となります。15節工事請負費120万円の追加は、鶉地区の相生橋付近のマンホールポンプ自動遠方通報装置が落雷により故障したことから、更新工事として計上するものであります。

2、歳入、繰入金、一般会計繰入金、1目一般会計繰入金120万円の追加で、8,661万6,000円となります。一般会計繰入金を充当し、収支の均衡を図るものでございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎認定第1号 認定第2号

○議長（堀内哲夫） 日程第10、認定第1号及び日程第11、認定第2号については関連がございますので、一括議題とし、提案理由及び内容の説明を求めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号 平成25年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について、認定第

2号 平成25年度上砂川町水道事業会計決算認定について、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま一括上程されました認定第1号並びに認定第2号について提案の理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

認定第1号 平成25年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について。

平成25年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について、別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

認定に付する理由といたしましては、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであること。

次に、認定第2号 平成25年度上砂川町水道事業会計決算認定について。

平成25年度上砂川町水道事業会計決算認定について、別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

認定に付する理由といたしましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示により、認定第1号及び第2号について内容の説明をいたします。

お手元に配付しております平成25年度上砂川町各会計決算の概要を読み上げ、説明とさせていただきます。

1ページをお開き願います。平成25年度各会計当初予算は、第6次町づくり計画に基づき、経費

の縮減を図りつつ限られた財源の有効かつ効率的な活用により、本町の重要課題であります定住対策や子育て支援事業及び高齢者対策などに配慮した予算計上を行ったところであります。平成25年度においても人件費の削減措置を継続し、町長で20%、副町長、教育長15%、職員給料及び議員報酬で3%の削減を実施したところであります。積立金につきましては、特別交付税や諸収入などの減収がありましたが、財政調整基金等へ8,000万円ほどを積み立て、年度末基金残高は23億円ほどとなったところであります。

一般会計での主な歳入歳出の状況であります。歳入につきましては、町税で前年度比547万9,000円増の1億6,952万5,000円、地方交付税は前年度比2,988万1,000円減の17億911万7,000円、国庫支出金は町民センター体育センター耐震化事業補助金等の増収により前年度比6,645万3,000円の増の2億525万4,000円、町債は町民センター体育センター耐震化大規模改修事業や下鶉うぐいす団地擁壁改修事業などの増収により前年度比2億3,081万6,000円増の3億9,930万7,000円となり、歳入総額で30億9,764万6,000円の決算となっております。

次に、歳出であります。人件費で特別会計の廃止に伴い前年度比5,889万3,000円増の6億2,089万1,000円、扶助費で障害者自立支援費等の増加により前年度比1,147万円増の2億8,793万9,000円、公債費で償還終了により前年度比2,890万円減の4億1,585万4,000円、投資的経費で町民センター体育センター耐震化大規模改修事業や下鶉うぐいす団地擁壁改修事業などの増加により前年度比3億2,405万7,000円増の4億6,379万7,000円となり、歳出総額では30億3,283万9,000円の決算で、歳入歳出の差し引きの実質収支で6,480万7,000円となるものであります。

財政構造の分析を行う上で重要な経常収支比率につきましては、平成24年度で臨時財政対策債を含め88.9%でしたが、平成25年度では0.7ポイン

ト増の89.6%となりました。これは、公債費の減があったものの人件費の増によるものであります。財政力指数につきましては、過去3カ年の平均で11.1%と自主財源の割合が低く、地方交付税など依存財源に委ねている状況にあり、依然として厳しい財政運営となっております。

次に、各特別会計であります。各特別会計の決算状況は、財政法上のルールによる繰入金のほか、収支不足が生じた会計につきましては例年同様一般会計からの繰入金により収支の均衡を図っていることから、平成25年度決算におきましても赤字の特別会計は生じぬ状況となっております。

各会計の決算は、次のとおりとなっております。各会計決算の表であります。一般会計では、歳入が30億9,764万6,000円、歳出で30億3,283万9,000円となり、差し引き6,480万7,000円となります。特別会計であります。5特別会計合計で歳入が7億4,796万6,000円、歳出で7億4,784万7,000円となり、差し引き11万9,000円となるもので、全会計の合計で38億4,561万2,000円の歳入に対し、37億8,068万6,000円の歳出で、差し引き6,492万6,000円となったところであります。

なお、3ページから5ページまで、各会計決算の内容をまとめておりますので、後ほどごらんいただきお願い申し上げます、説明といたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で認定第1号及び認定第2号についての提案理由、内容の説明を終わります。

◎決算特別委員会設置及び付託について

○議長（堀内哲夫） 日程第12、決算特別委員会設置及び付託について議題といたします。

お諮りいたします。ただいま提案がありました認定第1号 平成25年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定並びに認定第2号 平成25年度上砂川町水道事業会計決算認定について、委員会条例の規定に基づき、定数7名で構成する決算特別

委員会を設置いたしまして、閉会中の継続審査も含めこれに付託し、審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号並びに認定第2号については、7名で構成する決算特別委員会を設置いたしまして、閉会中の継続審査を含めこれに付託することに決定いたしました。

次に、ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例の規定により議長より指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

本決算特別委員会の委員につきましては、議長と議選の監査委員であります高橋議員を除く全議員を指名いたします。

なお、本決算特別委員会の正副委員長につきましては、申し合わせにより、総務文教常任委員会の正副委員長が兼ねることになっておりますので、委員長には数馬総務文教常任委員長、副委員長には吉川総務文教副委員長を指名いたします。

お諮りいたします。本決算特別委員会に地方自治法第98条の審査権限を付与したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、本決算特別委員会に地方自治法第98条の審査権限を付与することに決定いたしました。

なお、各会計の決算の資料につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、ご参照願います。また、決算特別委員会には、これらの資料等を使用いたしますので、お忘れのないように必ず持参願いたいと思います。

◎報告第3号

○議長（堀内哲夫） 日程第13、報告第3号 平成25年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告について議題といたします。

報告理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました報告第3号 平成25年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告について提案の理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

提案の理由といたしましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、平成25年度決算により算出した財政健全化判断比率等の暫定値を監査委員の審査意見を付して次のとおり報告するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願います。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示により、報告第3号について内容の説明をいたします。

資料ナンバー7をご参照願います。財政健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき報告するものであります。

各指標の内容であります。初めに、実質赤字比率ですが、本町の場合、一般会計、土地取得会計の2会計に係るもので、この2会計では実質収支は6,480万7,000円の黒字決算となっていることから、赤字比率はゼロとなっております。

次に、連結実質赤字比率ですが、各特別会計で赤字決算をしていないことから、連結実質赤字比率についてもゼロとなっております。

実質公債費比率ですが、公債費等に係る一般財源増によりまして、前年度より0.5ポイント増の12.8%となる見込みであります。

将来負担比率については、全会計に係る公債費残高の増加によりまして、前年度より3.3ポイン

ト増の46.7%となる見込みであります。

資金不足比率につきましては、下水道事業会計と水道会計の2会計に係るもので、両会計とも資金不足が生じていないことから、資金不足比率はゼロとなっております。

本町の健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、すべて国の示す基準以下となっておりますが、今後も人口減少等による自主財源の減少や地方交付税の減収が想定されることから、引き続きこれらの比率を注視しながら財政運営を行ってまいります。

以上、内容の説明とさせていただきますが、このたびの報告は、今後国や北海道との協議等により比率が変更となることもあり、暫定値としての報告であり、住民に対する公表につきましても、昨年同様町広報及びホームページにて行うこととしております。なお、総務省におきましても10月上旬にこの暫定値につきまして公表を行う予定となっており、確定値につきましては11月下旬から12月上旬に公表が行われる予定となっておりますことを申し添え、報告とさせていただきます。

それでは、本文に入らせていただきます。本文でございます。1、財政健全化判断比率（暫定値）。単位はパーセントでございます。区分、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率。上砂川町の比率、0.00、0.00、12.8、46.7。早期健全化基準、15.0、20.0、25.0、350.0。財政再生基準、20.0、30.0、35.0。

2、資金不足比率（暫定値）。単位はパーセントでございます。特別会計の名称、資金不足比率、経営健全化基準。下水道事業特別会計、0.00、20.0。水道事業会計、0.00、20.0。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で報告理由並びに内容の説明を終わります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

したがって、報告第3号 平成25年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告については、報告済みといたします。

◎休会について

○議長（堀内哲夫） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議案調査のため明日18日を休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、明日18日は休会することに決定いたしました。

なお、休会中については常任委員会を開催していただくことになっておりますので、よろしくお願いたします。

また、19日は午前10時より本会議を再開いたしますので、出席方お願いたします。

◎散会の宣告

○議長（堀内哲夫） 本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

（散会 午前11時02分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 堀 内 哲 夫

署 名 議 員 齋 藤 勝 男

署 名 議 員 数 馬 尚

平成 26 年

上砂川町議会第 3 回定例会会議録（第 2 日）

9 月 19 日（金曜日）午前 10 時 00 分 開 議
午前 11 時 35 分 閉 会

○議事日程 第 2 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
第 2 一般質問
第 3 議案第 34 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
第 4 議案第 35 号 平成 26 年度上砂川町一般会計補正予算（第 2 号）
第 5 議案第 36 号 平成 26 年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
※ 議案第 34 号～第 36 号は、質疑・討論・採決とする。
第 6 調査第 3 号 所管事務調査について
(追加日程)
第 7 意見書案第 9 号 「手話言語法」の制定を求める意見書
第 8 意見書案第 10 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
第 9 意見書案第 11 号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書
第 10 意見書案第 12 号 地方財政の充実・強化を求める意見書
第 11 意見書案第 13 号 2015 年度予算（介護・子ども）の充実・強化を求める意見書
第 12 意見書案第 14 号 電力料金再値上げの撤回を求める意見書

4 番 齋 藤 勝 男
5 番 数 馬 尚

◎開議の宣告

○議長（堀内哲夫） おはようございます。ただいまの出席議員は 9 名です。

理事者側につきましては、栗原教育委員長が所用のため欠席しております。

定足数に達しておりますので、平成 26 年第 3 回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、休会を解きまして再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前 10 時 00 分）

◎会議録署名議員指名について

○議長（堀内哲夫） 日程第 1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 124 条の規定によって、4 番、齋藤議員、5 番、数馬議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎一般質問

○議長（堀内哲夫） 日程第 2、一般質問を行います。

本件につきましては、議長の手元まで通告が参っておりますので、順を追って許可してまいりたいと思います。

◇ 伊 藤 充 章 議 員

○議長（堀内哲夫） 1 番、伊藤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○会議録署名議員

○1番（伊藤充章） 私は、平成26年第3回定例会に当たり、2件一般質問をさせていただきます。

1件目でございます。現在一部地区の公営住宅において住宅を集約し、不必要となる住宅を用途廃止とする事業が推進されているところでございますが、私はこの用途廃止となる住宅を有効に活用することはできないかと考えます。公営住宅を用途廃止とし、ただ壊してしまうのであれば、その費用が発生し、壊された住宅は廃棄物となるだけです。

そこで、壊してしまう前に除排雪の邪魔にならず、また使用にたえる住宅を選別し、希望があれば町内外の個人や企業に譲渡してはどうかと思うのです。譲渡の際は、有償譲渡とするか、または無償譲渡とするかという問題がございますが、有償譲渡とするならば必要最低限の修繕をした上で、無償譲渡ならば現状譲渡とするのが望ましいと考えます。

また、方法としましては、個人向けに積極的なPRや町内外の企業への従業員の寮や社員住宅としての利用を積極的に打診してはどうかと思います。特に町内誘致企業につきましては、町外よりの通勤者が多く、支払う通勤手当も大きいと聞きます。さきのように町より譲渡について打診し、特に町内誘致企業が寮や社員住宅として利用するという事になれば、従業員の方々が町内へと転居し、企業にとっては通勤手当の圧縮、通勤途中における事故等のリスク低減、町にとっては建て壊しの費用の削減、そして住民の増加、高齢化率の低下というメリットがあると考えます。まずは、これらの方策を実施した上で譲渡先が見つからない場合には住宅の建て壊しという方法をとってはいかがかと思えます。これらのことにつきまして可能であるか否かをお伺いいたします。

続いて、2点目でございます。近年国内におきまして、過去においてもまれに見るほどの異常気象が頻発し、各地に甚大な被害をもたらしております。ついせんだっての広島県や京都府、兵庫県、

高知県、福岡県、秋田県の豪雨被害は記憶に新しいところでございますし、先日は道央、道南地域において数十年に1度と言われる大雨特別警報が発令されました。当上砂川町においても過去には大きな災害やとうとい人命が失われるという大変痛ましい被害がございましたが、近年においては幸いにして大きな災害や人的被害はなく過ごしているところでございます。しかし、自然への驚異、特に異常気象時におけるその猛威ははかり知れないものがございます。当上砂川町は、いつ起こるかかわからない災害に備えるため、上砂川町地域防災計画を策定し、災害時における体制を整え、重要警戒区域及び整備計画において地すべり、崖崩れ等の災害発生予想区域や土石流危険渓流を把握して考えられる被害を想定し、その整備を年次計画に基づいて実施されてきたところでございます。私は、この上砂川町地域防災計画を策定した当時において、とても厳しい基準にて災害発生予想区域、土石流危険渓流等の重要警戒区域を選定されたであろうことはこの計画を見て理解しているところでございます。しかし、まれに見る豪雨のため、広島県の災害では地盤や地質条件もありますが、思ったほど急峻ではない斜面が崩れており、大きな被害を、そして兵庫県では確認された土砂崩れ72カ所のうち26カ所が土砂災害警戒区域になっておらず、住宅への被害も出たそうです。さきにも申し述べましたが、上砂川町地域防災計画は十分に厳しい基準にて策定されたものと推察いたしますが、近年の異常気象はおよその想定を超えるものであると思えます。

そこで、重要警戒区域及び整備計画、特に重要警戒区域についてはさらに厳しい基準にて見直しを図り、地域住民の皆様に対しましても積極的に周知していただかなければならないと考えるのですが、このことについての見解をお聞かせいただきたいと思えます。

以上、答弁をお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの1番、伊藤議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。初めに、佐藤企画振興課技師長。

○企画振興課技師長（佐藤康弘） 1番、伊藤議員の1件目のご質問、用途廃止となる公営住宅の活用についてお答えいたします。

本町における公営住宅の管理戸数は1,287戸で、このうち398戸が空戸で、空戸率は30.9%と非常に高く、空戸対策が急務となっているところであり、このような状況から、平成32年度までに適正管理戸数を構築するよう国から指導を受けており、維持経費をかけないような対策が求められ、公営住宅ストック総合計画に基づき適正な規模で住宅管理を図るため、空戸率の高い地区の住宅や建設年次が古く老朽化の著しい住宅の再編を目指した住環境の整備と集約化を進めているところでございます。これまでの用途廃止地区と戸数の経過を説明させていただきますが、平成23年11月に東町改良住宅25棟164戸を用途廃止とする住民説明会開催後、平成24年8月に下鶉公営住宅7棟28戸、平成25年7月に鶉改良住宅10棟50戸、平成25年8月に緑が丘地区公営住宅32棟126戸の用途廃止の住民説明会を開催し、地域住民の理解を得られ、このことにより管理戸数は1,287戸から947戸となったところであり、このうち空戸は58戸で、空戸率も6.1%に改善が図られたものでございます。

議員のご質問の用途廃止となる住宅を有効に活用ができないか、また使用にたえ得る住宅を選別し、希望があれば町内外への個人や企業に有償または無償で譲渡してはどうかにつきましては、ただいまご説明申し上げましたとおり各用途廃止と定めた住宅は非常に老朽化が進んでおり、建設後29年から50年を経過し、修繕に多額の費用を要することや長屋住宅のため個人への譲渡は難しく、またその他除排雪の効率化や街路灯の維持管理、地域によっては路線バスの確保や共同浴場の運営などを考えたときに大きな課題も抱えている状況

にあります。

また、方法としまして個人向けへ積極的なPRや町内外企業へ積極的に打診してはどうかにつきましては、これまで誘致企業に対し単身者住宅の売却要請も行っており、個人向けの移住、定住制度については町広報やホームページの掲載のほか、町内の誘致企業でありますマイクログラス社、京セミ社、共栄フード社等へは単身者住宅なども含めまして町内への移転を促進依頼しており、町外から通勤している従業員に対しましても企業の休憩室にチラシを配布するほか、年1回程度の説明会を開催するなど働きかけを行っているところでありますが、買い物先の問題や住宅の維持、地理的条件などが移転促進を困難とさせていると考えられます。現在国におきましては、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進として自治体が管理している全ての公共施設の管理計画を平成28年度までに策定することが義務づけられましたので、この計画策定の中で議員ご指摘の公営住宅の有効活用について十分に検討してまいりたいと考えておりますが、空戸住宅におきましては管理上、防犯上、放置しておくことも危険であるため、除却も含め検討しなければならないと考えておりますので、ご理解賜りたくお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（堀内哲夫） 次、米田総務課長。

○総務課長（米田淳一） 1番、伊藤議員の2件目のご質問、重要警戒区域及び整備計画の見直しについてお答えいたします。

初めに、議員のお話にもありますように、異常気象と言われる局地的集中豪雨により広島県や礼文町において土砂災害によりとうとい人命が失われるという痛ましい被害が起り、また白老町や札幌市では河川の氾濫など想定を超えた災害が発生している状況下でございます。本町におきましても9月11日、数十年に1度と言われる大雨特別警報が発せられ、町防災計画に基づき直ちに災害対策本部を設置しまして、災害が発生した際の初

動態勢を整え、住民に対しましては特別警報が出されている広報と兼ねていつでも避難行動がとれるよう広報車により避難準備を発するとともに、特に土砂災害の危険性の高い地域を中心に町内全域の巡視などの対応を行ったところであります。

町の防災計画に示しております地すべりや急傾斜地、土石流などが懸念される土砂災害危険箇所は、山間部を含め全域で60カ所指定されております。これら危険箇所の指定につきましては、平成13年4月に施行された土砂災害防止法に基づき道が現地調査をし、指定を受けているもので、平成19年に策定いたしました防災計画の基本としているものであり、ご指摘の警戒区域や特別警戒区域につきましては現在本町には指定がないのが現状でございます。これら警戒区域の指定につきましては、北海道において公図で危険度の高い地域を定め、順位づけに基づき現地調査を行い、その結果を市町村長に通知し、市町村では道と合同で地権者との協議や地元住民への説明を行い、最終的に知事が市町村長に意見照会をして区域を指定する流れとなるもので、道内におきましては現在約1,400カ所が指定を受けているものの、指定率は全国でも最低水準にあり、道ではその要因として指定を受けることで地下の下落を懸念する住民の理解がなかなか得られないことや他府県と異なり面積が広く危険箇所が広範囲に分布していることから、進まない状況にあるとしています。そのような状況の中、本町では早い時期から国や道に対し治山工事や護岸対策工事、河川、トンネルなどの要望を行っており、ご承知のとおり既に東鶉地区や鶉地区の一部において施行がなされており、未実施の箇所については早期に着工するよう引き続き要望を行っております。

地域防災計画の見直しについてであります。平成25年6月に災害対策基本法が改正され、これに伴い見直し作業を進めておりますが、道に対し改めて現地調査による危険箇所の分析を求めていくとともに、道の指導を受けながら、このたびの

特別警報などにも対応した住民にとってわかりやすい防災計画の見直しと、あわせて町広報による積極的な防災の啓発や既に過去に配布しております防災ハザードマップの更新にあわせ災害への備えを広く住民に周知するなど被災の未然防止に努めまいりたいと考えますので、ご理解をお願い申し上げます。答弁といたします。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

○1番（伊藤充章） 再質問はございません。ありがとうございました。

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

◇ 吉 川 洋 議員

○議長（堀内哲夫） 次、3番、吉川議員、ご登壇の上ご発言願います。

○3番（吉川 洋） 第3回9月定例議会に際し、通告に基づきまして質問をさせていただきます。先ほどの伊藤議員と重なる部分があるかと思いますが、よろしく願いをいたします。

ここ数年来、全国的に異常気象による風水害等自然災害が頻発をしております。そこで、当町の土石流急傾斜地崩壊等の危険箇所の対応についてお伺いをいたします。平成14年度の道の資料によりますと、当町における土石流危険渓流は分類1で13カ所、分類2で1カ所、急傾斜地崩壊危険箇所は分類1で23カ所、分類2で同じく23カ所の計60カ所となっております。ちなみに、分類1は土石流、崖崩れの発生の危険性があり、5戸以上の人家に被害を生じるおそれがある渓流、崖地となっております。また、分類2は同じような状況の中で1戸以上5戸未満が対象となっております。

平成17年以降土石流防止法により、知事はこの基礎調査に基づき指定した危険箇所等に対し地元市町村長との協議の上、必要に応じ警戒地域、また特別警戒地域の指定を行い、危険防止に努めるとあります。ちなみに、隣町の歌志内市において

は193カ所の危険地域の指定があり、そのうち約36%ほどの70カ所が警戒地域または特別警戒地域となっております。これは、数字だけでは判断はできないと思いますが、単純に数字から追っていきますと、当町においても20カ所前後の警戒地域もしくは特別警戒地域になる可能性があるというふうに考えられます。特に上砂川は、中央地区から鶉本町地区の北側の山側にその危険箇所が集中をしております。このような状況について町は国もしくは道と協議、調査をした上で警戒地域、特別警戒地域がゼロとなっているのか、またこれからそれらの作業をする予定なのか、今までの経過、経緯についてお答えをいただきたいと思っております。

町民の命と財産を守る安全で安心な町づくりの観点からも早急な対応が必要と思っております。現実的に危険箇所と指定をされている場所については、今後どのように取り組むお考えなのか、今後の予定についてもお答えをお願いをしたいと思います。

次に、防災計画について質問いたします。実際の災害時に避難行動をする場合、実践的かつ具体的計画が必要と思われまます。上砂川町につくられました地域防災計画、上砂川町国民保護計画がありますが、これらは計画としては大変立派なものでありますが、残念なことに内容を理解するには恐らく役場職員以外の我々のような一般人には大変難しく、実際の運用には大変難しい困難なものと考えられます。よりわかりやすく、誰が読んでも理解ができる、またその指示のもとに行動したことにより敏速、的確に対応できるものが必要と思っております。ガイドブック的なものを早急に作成をして、町内の自治会、団体等に配布をして緊急時の対応を可能にすることが大切と思うところでございます。

また、上砂川町の高齢化率が45%を超え50%に近づこうとしている現状を考えますと、日常的に災害時の最適、最善、敏速な避難方法を考える専門部署があってもいいと思うところでございま

すが、具体的に状況を総合的に把握をして、管理指揮するような機能を持つ災害課的な専門部署をと思うところでございますが、これらの点について町としてどのようにお考えなのか、あわせてお答えをいただければありがたいと思う次第でございます。

以上、質問とさせていただきます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの3番、吉川議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。米田総務課長。

○総務課長（米田淳一） 3番、吉川議員のご質問、町内土石流危険渓流及び急傾斜地危険箇所等の状況と今後の取り組み及び防災計画についてお答えいたします。

初めに、本町に指定されています60カ所の危険箇所の指定の経緯につきましてご説明いたします。先ほどの伊藤議員への答弁と重複いたしますが、平成13年4月に施行されました土砂災害防止法を受けまして、道では道内市町村全てにおいて調査を行い、土石流危険渓流箇所、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所の3つに大別し、さらに土石流危険渓流箇所と急傾斜地崩壊危険箇所の2つにつきましては、危険箇所に所在する人家の戸数に応じて1から3までに分類し、指定を行ったもので、1が5戸以上の人家、2が1戸以上5戸未満の人家、3が人家等はないが、将来的に宅地などが拡大する可能性のある地域とされており、本町における危険箇所の区分状況につきましては議員がお調べのとおりで、本町においては現在警戒区域、特別警戒区域の指定はなされておりません。それら警戒区域等の道との協議、また調査についての状況でございますが、指定の流れにつきましては先ほどお答えしたとおりであります。道では平成16年から全道で毎年10カ所程度これまで老人ホームや幼稚園など弱者が生活する区域を優先して調査、指定を行ってきており、それら弱者区域に一定のめどが立ったことから、今後は建物などが多く、被害が大きいと想定される箇

所を重点的に着手する方向で現時点、予定でございますが、本町の調査は平成27年度を予定しているとのことでございます。町といたしましては、調査の結果が出次第、十分に内容を吟味の上、道と協議を進めることといたします。また、危険箇所指定されている地域につきましては、平常時から巡回をこれまでどおり行い、さらには町広報や町ホームページによる住民への周知、啓発に一層の力を注いでまいります。

次に、防災計画であります。文章の表記に専門用語などを用いなければならぬこともあり、表現が難しくなることもございますが、次期の見直しにおいては可能な限りわかりやすく、かつ実践的、具体的なものとなるよう改めてまいりますとともに、ガイドブック的なものとしまして災害時の持ち物や避難場所、危険箇所などをよりわかりやすく明記したハザードマップを更新し、全戸配布することを検討してまいります。

最後に、災害を専門的に受け持つ部署の設置でございますが、近年の異常気象による大規模災害が各地で発生しており、ご指摘の内容は大変重要であると認識しておりますが、専門部署の設置に当たっては人員不足のみならず、防災の専門的知識を持つ人材の確保も必要となることから、本町のような小規模自治体においてはやむを得ず兼任となっているところであります。現体制の中にあっても道を含め関係機関の協力、連携のもと、迅速な対応が図られるよう体制強化を進めてまいりたいと考えております。

災害を未然に防ぐ努力はもちろんながら、災害発生時の支援活動に当たりこのたび自衛隊滝川駐屯地と災害協定を、また石油業協同組合との間で石油類の安定供給に関する協定を締結いたしました。さらには、次年度におきましては地区住民の皆さんや関係団体のご協力を得ながら防災避難訓練の実施も予定しており、今後もいつどこで起きてもおかしくない自然災害に対し、可能な限りの備えを持って対処してまいりますので、ご

理解賜りますようお願い申し上げます、答弁といたします。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。吉川議員。

○3番（吉川 洋） 質問ではないのですが、大変前向きにご答弁をいただいたというふうに理解をさせていただきました。よく言われる役所的な前向きではなくて、文字どおり前向きに、積極的にお取り組みいただけるもののご期待ができるというふうに感じましたので、よろしくお願いをしたいと思います。ありがとうございます。

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

◇ 数 馬 尚 議 員

○議長（堀内哲夫） 次、5番、数馬議員、ご登壇の上ご発言願います。

○5番（数馬 尚） 第3回定例会に当たり、私は我が町のふるさと納税制度について一般質問をさせていただきます。

ふるさと納税制度について、上砂川町の公式ホームページのふるさと納税欄では、上砂川町ががんばる基金として掲載され、基金の用途として4つの事業を紹介しております。1つには子育て、子供支援に関する事業、2として文化、スポーツに関する事業、3は産業、観光支援に関する事業、4として使い道を特定しないふるさと応援、支援に関する事業、このいずれかを選択して寄附されるよう案内しておりました。しかし、寄附された方に対しての特典については、何ら紹介されておりませんでした。確かにふるさと納税制度は、生まれ育ったふるさとに感謝し、純粹にふるさとを応援する気持ちで寄附することが本来の趣旨だとは思いますが、寄附をするためには多くの手間と時間が必要なわけですから、そういうことも考慮しなければならないと思います。最近では、寄附の見返りとして特産品を提供する市町村も多くな

り、メニューの豊富な市町村には多くの寄附金が寄せられるケースがニュースで取り上げられています。自主財源の乏しい我が町にとって、たとえ少額であっても決して見過ごすことなく、ふるさと納税制度を充実し、この制度を大いに活用することで少しでも自主財源を生み出す努力が必要なのではないでしょうか。ということが今回私が質問する動機と目的であったわけですが、最近になって上砂川町の公式ホームページの内容が更新され、ふるさと納税に関しての情報も正しく紹介されているようでございますので、そういう意味では私の質問の動機や目的も半分以上は解決したと感じております。しかし、さらにこの制度を魅力あるものにするため二、三質問をさせていただきます。

1点目は、この制度を他市町村に負けない魅力あるものにするため、制度の内容を充実するよう検討するお考えがあるかどうかお尋ねいたします。特典については、必ずしも特産品にこだわる必要はないと考えているところでございます。

2点目、現行制度について寄附金が3万円以上の場合、パンケの湯ペア宿泊券、3万円未満は日帰り入浴券1回分というのは余りにも格差があり過ぎて、これでは納税額が少ない方は寄附する意欲が失われると思うのですが、もう少しランクづけをしてはいかがでしょうか、お尋ねいたします。

3点目、上砂川町公式ホームページの更新時期についてお尋ねします。長期にわたって更新されていないように見受けられます。誤った情報は、情報がないより悪影響を及ぼします。これからは、内容変更の都度更新されてはいかがでしょうか、お尋ねいたします。

4点目、上砂川町の公式ホームページ以外でも上砂川町のふるさと納税に関する情報がいろいろありますが、中には上砂川町では特典はありませんとか、温泉ペア宿泊券の部分が消されて温泉日帰り入浴券1回分のみ等誤った情報が流されております。正しい情報を伝え、ふるさと納税制度を

効果あるものにするため、早急に訂正する措置がとれないものかお尋ねいたします。

以上を申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（堀内哲夫） ただいまの5番、数馬議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。米田総務課長。

○総務課長（米田淳一） 5番、数馬議員のご質問、上砂川町のふるさと納税制度についてお答えいたします。

初めに、本町のふるさと納税制度の経緯と現在の状況についてご説明いたします。本町におきましては、平成20年の第2回定例会におきましてふるさと上砂川町を応援しようとする個人または団体から広く寄附金を募り、これを財源として各種事業を実施することを目的にふるさとづくり寄附条例を制定し、またふるさとづくり基金を設置して積み立て、各種事業に有効に活用を図ることとしております。寄附金の用途につきましては、寄附者の思いによりその使い道を選択し、寄附できるよう子育て、教育支援事業、文化、スポーツ支援事業、産業、観光支援事業、ふるさと応援支援事業の4つの事業メニューを用意し、制度開始から本年9月11日現在まで寄附件数90件、寄附総額で1,078万5,080円の寄附をお寄せいただいております。その寄附のうち400万円を活用しまして本年6月に小中学校の全ての机と椅子を更新しまして、現在基金残高は678万5,080円となっております。

議員の1点目のご質問と2点目のご質問であります。関連がございますので、あわせてお答えいたします。ご指摘のとおり、ふるさと納税制度はふるさとに感謝をし、純粋にふるさとを応援する思いで寄附されることが本来の姿であると認識しておりますが、昨今では寄附へのお礼として地場製品のPRも兼ね、豊富な特産品を提供する自治体がふえ、寄附される方も2,000円を超える部分について所得税、住民税から原則全額控除されるという税制上の優遇も相まって、それら見返り

を期待し、寄附を寄せる自治体を選択する傾向となり、それがマスコミにおいて多く取り上げられております。本町においては、従前より高額の寄附者に対しましては生シイタケの詰め合わせを提供していましたが、シイタケ産業の休業に伴い、これにかわる特産品がないことから3万円以上の寄附をいただいた方にパンケの湯ペア宿泊券を提供しているところで、3万円未満の方へは日帰り入浴券1回分を提供していましたが、ご指摘のとおり差に開きがありますことから、現在は入浴券枚数を5枚にふやし、さらに時期的な制約はございますが、ニジマスの薫製やサブレーなどを新たに加えております。今後においては、寄附者の居住地や寄附額に応じた品目と品数の見直しについて早い時期に実施をしてみたいと考えておりますので、議員各位におかれましても提供する品につきましてよいお考えがあればご提案をお願い申し上げます。

次に、町公式ホームページの更新時期でございますが、ページによりましてはご指摘のとおり更新が滞っている箇所もございますことから、制度、施策の変更や新たな情報提供なども含め、内容に変更が生じた際には迅速に更新するよう努めてまいりますとともに、現在の公式ホームページは平成22年度に制作され、年月も経過しておりますことから、現在他市町を参考にしつつ、また新たな技術の導入等も含め新年度に向けて全面リニューアルを検討しているところであります。

最後のご質問の町公式ホームページ以外に誤った情報が掲載されているとのことでございますが、本町のふるさと納税に関して関連するホームページを調べましたところ、管理者側で更新がなされておらず、現行制度と異なる情報が掲載されているホームページが散見されましたことから、可能な範囲でこれら管理者に対し速やかに内容の更新、訂正を行うよう依頼をしてみたいです。

最後になりますが、自主財源の乏しい本町においてふるさと納税制度は大変貴重な財源と考える

ものであり、ふるさと上砂川を応援くださる多くの志を大切に今後の施策に応えるよう努めてまいりますと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます、答弁といたします。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

○5番（数馬 尚） ありません。ありがとうございます。

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

◇ 大内 兆 春 議員

○議長（堀内哲夫） 次、8番、大内副議長、ご登壇の上ご発言願います。

○8番（大内兆春） 町長、けさご無理言って、私町長に答弁お願いしますと。ありがとうございます。本当は、町長する予定ではなかったみたいなのです。

それでは、定例会に当たり4件の質問をさせていただきます。町長におかれましては、4月の就任から苦勞とやりがい、そして責任ある毎日を送られていることと推察しているところであります。本年度の執行方針の初めに、本町においては少子高齢化、人口減少問題、財政健全化問題など多くの課題があり、特に人口減により税収などの減少によって行政機能の維持が難しく介護保険や医療保険など社会保障の維持もが難しくなるなど文面の行間から自治体としての存亡にかかわってくるなど最重要課題と私は受けとめています。

そこで最初に、地方消滅予想への対処についてお伺いいたします。急激な人口減少で全国の自治体のほぼ半数は2040年までに消滅する可能性がある民間研究機関が描き出した将来像が大きな波紋を広げています。5月の発表後、地方議会や国会で人口減少問題が盛んに取り上げられ、消滅と名指された小さな市町村には悲観論や諦めのムードが急速に広がる実感の中、全ての自治体は今後の人口推計をもとに中長期的な政策運営を計画

しなければなりません。人口減という厳しい現実へどう対処するのか、あらゆる処方箋を試みていかなければならないと思います。そこで、町長にお尋ねいたします。本町はどう受けとめ、乗り越えればいいのか、お示し、お聞かせください。

次に、人口減少に対応したシティープロモーションでの地域おこし協力隊、民間企業経験者からの活用についてお伺いいたします。政府は、来年度から地方の人口減少対策の柱の一つとして、都会から地方への移住を促す新規事業を相次いで打ち出すと示しました。その1つとして、総務省の地域おこし協力隊制度は対象者を3倍にふやして、その後定住を促すため地方で起業するための研修も始めるとありました。そうした中で、本町では人口減少の大きな流れの中で多くが決まった顔ぶれで推移していると私は感じています。そこでは、話せばわかる関係どころか、話さなくてもわかる関係が珍重されているような気がしています。お互いに多くの共通認識を持っていれば、極めて短いやりとりで意思を伝えることができますが、しかしそのようなやりとりの中ではお互いに新しい発想をもたらすような刺激や影響は生まれません。文化、環境の違うところで育った若者が地域に入り、他人が入ることによって新鮮な会話と手助けが地域社会の活性化をつくり出すと考えます。

そこで、町の魅力や地域資源を掘り起こし、外に向けてアピールすることなどでみずからの町の知名度や好感度を上げ、地域に住む一人一人の愛着心を高め、地域そのものを全国に売り込むシティープロモーションが注目されています。シティープロモーションは、みずからの地域イメージを高め、経営資源の獲得を目指す活動ですが、通常の自治体にはない営業という要素が多くあるため、シティープロモーションのための新しい組織を設けた自治体もふえているそうでございます。そこで、民間企業からの人材抜てき、まちおこし協力隊のシティープロモーションの活用についてどの

ような対応をお考えかお伺いいたします。

なお、ほかにも政府で主な地方移住促進政策の情報収集、検討、活用など分析されているならお教え願います。

3件目の質問として、定住自立圏構想での税務共同化組織の設置についてお伺いいたします。これまで各地で税の滞納整理のため、一部事務組合や広域連合がつくられ、共同して税徴収に努めている自治体があります。これは、住民と生活の場を同じくする役場職員が差し押さえなどの措置をとることには抵抗が強く、広域で専門の職員が処理するほうが徴収の効率もよいということではないかと思えます。しかし、滞納整理ということではなく、税務全般について共同処理したほうがより効率的であると思えますので、本町で検討していただき、策定に値するなら提案してはいかがかと思えます。

4件目として、同じく定住自立圏構想での学校トラブル相談機関の設置について伺います。教師に理不尽な要求を繰り返す保護者、いわゆるモンスターペアレントということが問題になっています。また、逆に指導力不足など教師側に大きな問題がある場合にちょっと苦情を申し立てたら、モンスターペアレント扱いされて困惑したというような話も聞きます。東京都の教育委員会は、学校現場で発生したトラブル、いじめなどを含めて解決策を探るための専門家が双方から相談を受け、公平、中立な立場で助言する制度を設置しているところできているそうです。もちろん学校で起きたトラブルは、教師と保護者が話し合って解決することができれば一番よいわけですが、保護者からの苦情で精神的に参ってしまう教師もいるという報道もございます。本町のような小さな自治体では、財政的に組織設置は難しく、大変だと思います。また、いじめの問題などトラブル解決にはいろいろな方法もあると思えますが、規模の大きさから定住自立圏での設置が望ましいと考えますし、このような機関があるという

だけで教師の負担は相当軽減すると思います。このような機関を設置、提案するかお考えをお伺いして、以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの8番、大内副議長の質問に対し、答弁を求めてまいります。初めに、奥山町長。

○町長（奥山光一） 8番、大内議員の1件目のご質問、地方消滅予想への対処について私からお答え申し上げます。

初めに、地方消滅予想につきましては、本年5月に民間の有識者からつくる日本創成会議の人口減少問題検討分科会が国立社会保障・人口問題研究所のデータをもとに2040年時点での全自治体の人口推計を独自に行い、その結果、896の自治体で20代、30代の若年女性が半減し、全国の49.8%に当たる523自治体が将来消滅の可能性が高いという推計を出し、これをマスコミに発表し、さらには2048年には日本の人口が1万人を切るということで公表したものであります。本町におきましては、2040年に人口が1,291人まで減少し、本町を含む道内の多くの自治体が消滅可能性都市と報じられ、空知管内においては24全ての市町村がこれに該当しているという状況でございます。この人口減少問題は、ご承知のとおり自主財源である町税の伸長も望むことができず、さらには地方交付税の減少にもつながるということで、このことは医療、介護の社会保障制度の運営、さらには教育や福祉、道路などのインフラ維持といった住民サービスの水準が低下しかねない重要な課題であると認識するもので、議員のお話にございましたとおり本年の執行方針において最重要課題ということで取り上げたものでございます。

本町におきましては、石炭産業の隆盛時、昭和27年には3万2,000人を超える人口を数えましたが、閉山時の昭和62年7月には8,425人まで減少し、歴代町長も人口減少対策としての石炭産業にかわる新たな産業の創出を図るため、企業誘致活動を積極的に推進し、実行してまいりましたが、

残念ながら人口減少には歯どめがかからず、平成24年4月には4,134人おりました人口が本年8月現在ではございますけれども、3,535人となり、実にこの5年間で599人も人口が減少し、さらに高齢化率も45%を超える人口減少並びに少子高齢化問題が最重要課題となっているものでございます。さきにも申し上げましたが、本町の最重要課題である人口減少対策であり、この対策に対しましては定住対策としてこれまで町営住宅の水洗化による住環境の整備や育児用品購入券助成事業、さらには小中学生給食費半額助成、子育て支援係の創設などによる若年層の定住に向けた取り組みを進めてきたところでございます。さらには、本年度においては高校生までの医療費無料化などを行い制度の拡充を図り、その対策を講じておりますが、人口減少対策は非常に難しい課題でもあり、町民の皆さんや、さらには議員の皆様方のご提案をいただきながらも取り組まなければならない課題と考えているものでございます。

現在国において9月3日の内閣改造により地方創生担当大臣を配置するなど地方創生や成長戦略などの重点施策を進めることとしており、さらに首相を本部長とするまち・ひと・しごと創生本部を立ち上げ、これらの取り組みを行うこととしており、さらには1万人を維持するために年末までに5カ年の計画と長期ビジョンを策定することとしております。また、北海道においても8月21日に知事を筆頭とする人口減少問題に関する有識者会議を立ち上げるなど、人口減少問題にようやく国、道が取り組みを始めたというふうに思っております。この人口減少問題につきましては、多くの自治体の共通課題であり、本町同様人口減少問題には早い段階から取り組んでおりますが、なかなかその効果は見出せないでいる状況にあります。ただいま申し上げました国、道の動向を注視しながら、さらには積極的な関与に期待を寄せるところでありますが、一方で各自治体それぞれ地域の特性があり、独自の対策もしていかなければ

ならないというふうに考えております。国、道、行政一体となり、さらには行政と議会、町民とが一体となってこの問題に向け全力を傾注していきたいというふうに考えております。国においては、骨太方針により定住自立圏構想や地方中枢拠点都市圏構想などにより圏域全体の人口減少対策ということで既に取り組みも行われておりますが、さらにはこの問題は基礎的自治体のあり方も問われる問題であり、これは私どものような小規模自治体においては危惧すべき状況とも考えております。しかしながら、このことに後ろ向きになることなく、前向きに全力を傾注していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたく答弁とさせていただきます。

○議長（堀内哲夫） 次、浅利企画振興課長。

○企画振興課長（浅利基行） 8番、大内議員の2件目のご質問、人口減少に対応したシティープロモーションでの地域おこし協力隊、民間企業経験者からの活用についてお答えいたします。

地域おこし協力隊は、人口減少や高齢化等の進行の著しい自治体において、都市部の人材を積極的に誘致し、定住、定着を図ることで地域力の維持、強化を図っていくことを目的に地方自治体が都市の住民を受け入れ、地域おこし協力隊として委嘱し、3年以内の期間で地元産業などの地域おこし活動の支援や住民の生活支援などの地域協力活動に従事していただきながら、定住、定着を図っていく制度であります。この制度は、総務省が平成21年度から始めた制度で、制度を活用し、地域おこし協力隊員を任用した場合、これらに係る経費として隊員1人当たりの報酬、活動費、自治体の募集に要する経費としてそれぞれ200万円を上限として特別交付税において財政措置がなされ、さらに総務省は地域おこし協力隊員を3倍に増員するとしております。

また、シティープロモーションについてですが、地方においては景気の低迷や少子高齢化など極めて厳しい状態にあり、地域経済活性化のために地

域資源を活用し、町の魅力を磨き上げ、外に向けてアピールすることでみずからの町の知名度や好感度を上げ、全国に売り込む取り組みであります。現在北海道においては、白老町で東京に事務所を置き、首都圏企業誘致・観光誘客活動等推進事業を、また室蘭市においては産業夜景と食・ものづくり観光の連携プロジェクト事業を実施しているところです。地域おこし協力隊の民間企業からの人材抜てきによるシティープロモーションの活用についてですが、第2回定例会での質問にもお答えいたしました。特産品や観光資源に乏しい本町にとって、その人材が持っているノウハウの活用や都市部との情報交換、地元ではなかなか気づかなかった地域資源の発掘などさまざまな可能性があると考えますので、来年度地域おこし協力隊を採用すべく準備を進めており、民間企業経験者の採用についても本年度社会人枠での職員採用も視野に入れ、進めているところであります。

また、政府で現在検討中の地方移住促進策についてですが、政府は来年度地方の人口減少対策の柱の一つとして、都市から地方へ移住を促す新規事業として移住に役立つ情報のデータベースをつくり、移住の相談に乗るコーディネーターの配置など新年度予算の概算要求に盛り込み、ハローワークが持つ地域の求人情報や国土交通省の空き家情報、各地方自治体を実施している医療費助成制度や就学支援策など移住に役立つ情報を希望者が簡単に調べ、比較できるような仕組みを検討しているところです。さらに、厚生労働省は、全国を8ブロック程度に分け、それぞれ2人ずつ移住を支援するコーディネーターを配置し、地方移住の魅力や都市とは違った生活の様子などを紹介し、相談を受け付けるといった事業を検討しております。今後本町においてもこれらの情報の活用方法について検討するとともに、さらなる情報収集に努め、移住、定住の推進に向け取り組んでいきたいと考えますので、ご理解賜りたくお願い申し上げます。

次に、3件目のご質問、定住自立圏構想での税務共同化組織の設置についてお答えいたします。定住自立圏構想につきましては、6月13日の全員協議会でもご説明いたしました。改めてその内容について触れさせていただきます。定住自立圏構想は、都市機能を有する中心市と近隣の市町において相互の役割を分担、連携し、人口の定住に必要な都市機能及び生活機能を確保、充実させるとともに、地域の活性化に努め、住民が安心して暮らし続けることができる定住自立圏を形成する構想で、協定を結び、連携する政策分野としては、1つ目が生活機能の強化に係る政策分野、2つ目が結びつきやネットワークの強化に係る政策分野、3つ目が圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野に区分され、生活機能の強化については医療、福祉、教育、産業振興、環境、防災の6つに、結びつきやネットワーク強化については地域交通、道路等のインフラ整備、交流、移住、定住促進、ICTインフラ整備の4つに、圏域マネジメント能力の強化は人材育成としており、全体で11分野、18項目の協定内容となっております。

定住自立圏構想で税務共同化組織の設立を検討するため、本町から提案してはどうかとのご質問については、初めに徴収体制についてであります。道内では先進地の渡島、檜山を初め釧路、根室、日高、十勝、後志、上川の6地域が、全国では10府県に一部事務組合、広域連合である特別地方公共団体が設立されております。管内では、平成17年から19年にかけて当時空知支庁が中心となり、空知管内27市町村に呼びかけて広域的組織による徴収体制について協議がなされた経過があり、検討協議会の参加において本町のほか11市町が賛同して進めてまいりましたが、収納額の大きい岩見沢市、深川市は反対をし、中空知管内の砂川市、芦別市、赤平市、歌志内市も参加せず、最終的には滝川市も離脱し、本町、奈井江町、浦臼町ほか5町のみとなり、人的派遣や人件費、顧問弁護士経費等の運営コストと回収額が見合わない

ことと多額の財政負担を考えた場合には効果対費用が望めないことから、設立には至らなかったところであります。

次に、税務全般の共同処理につきましては、住宅料などを含めた税目の種類や税率及び納期など各市町の条例の規定により賦課業務を行っており、それぞれ相違があり、また空知中部広域連合で実施している国民健康保険税、北海道後期高齢者医療保険広域連合で実施している後期高齢者医療保険料の収納共同処理への取り扱い、電算システムの統合化など多方面にわたる諸問題が予想されますことから、税務全般の共同処理組織の設立には法令の解釈も含め長期の協議が必要となり、極めて困難であると考えますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、4件目のご質問、定住自立圏構想での学校トラブル相談機関の設置についてお答えいたします。初めに、議員のご質問にありますモンスターペアレントではありますが、モンスターペアレントに関しましては明確な定義はなく、一般的には学校に対し自己中心的で理不尽な要求を繰り返す保護者と言われております。本町の小中学校においては、教職員の指導方法について批判的な保護者があり、保護者との間で教育指導に対する認識の違いにより問題が生じることがございますが、問題発生時には保護者から指摘された教職員による対応だけでなく、校長、教頭、教務主任が一体となった問題解決に向けた取り組みを行っており、事案によっては教育委員会も加わり、対応を行っているところであります。学校からは、新聞やテレビなどのマスコミで報道されているような理不尽な要求を突きつける、いわゆるモンスターペアレントについての報告を受けたことは現在のところございません。いじめ問題等トラブルが発生した場合は、児童生徒の悩みの解消や教職員の悩みにも対応でき、保護者や家庭の問題にも対応できるスクールカウンセラー制度が北海道教育委員会においてございますので、問題が発生した場

合はこの制度を活用し、問題解決に向け対応していきたいと考えております。

共同による相談機関の設置については、今後近隣教育委員会と情報を共有し、連携を図り、協議を行っていきたいと考えておりますので、ご理解賜りたくお願い申し上げます、答弁といたします。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。大内副議長。

○8番（大内兆春） 1件目の町長、ありがとうございました、急にご指名いたしまして。

私のほうの質問漏れというか、聞きたいことをお聞きしますので、答弁は要りません。要望です。人口減が続くと、今後の自治体は夢も希望もない、暗い営みになっていくのではないかと思いがちになるかもしれませんが、私は本当の危機はそういうもう未来はないのだ、明るいことはないのだという思いになっていく気持ちが一番悪いと思いません。最悪の事態を想定して人の気持ちがなえてしまうのは、そういうことをどんどん考えていくと、自己実現的予言というそうです。もう最悪の場合を想定していたらそのとおりになる。そうならないように、先ほど町長も言われました。共同でやっていきたいと、力を合わせて。私も考えは全く同じです。

それから、モンスターペアレントの問題ですが、本町では小中学校において校長、教頭、教務主任が一体となって問題解決に向けて取り組んでいるというが、事案によっては教育委員会も加わるということですが、これで100%今まで解決しているのですか。

以上、お願いいたします。

○議長（堀内哲夫） 大内副議長、再質問でなくて要望という。

○8番（大内兆春） いや、1件目は要望です。

○議長（堀内哲夫） 1件目は要望。

○8番（大内兆春） 町長に対しては。

○議長（堀内哲夫） 今のモンスター何とか、これについての。

○8番（大内兆春） ええ、教育委員会に対して。

○議長（堀内哲夫） それについての質問ですね。

○8番（大内兆春） はい、済みません。

○議長（堀内哲夫） 教育長。

○教育長（飯山重信） 今のところ何とか解決しているところであります。

○議長（堀内哲夫） 大内副議長。

○8番（大内兆春） 何とかというのは、余りにも漠然とし過ぎて、きちっと双方納得して解決しているとか……

〔「そういうことです」と呼ぶ者あり〕

○8番（大内兆春） わかりました。

○議長（堀内哲夫） 質問と答弁と何か同じような質問だったのですけれども、よろしいですね。要望ですね。

○8番（大内兆春） はい。

○議長（堀内哲夫） よろしく申し上げます。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時08分

○議長（堀内哲夫） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 川 岸 清 彦 議員

○議長（堀内哲夫） 2番、川岸議員、ご登壇の上ご発言願います。

○2番（川岸清彦） 第3回9月定例議会に際して、通告に基づき質問させていただきます。

医療・介護推進総合法案の主な内容と町民生活への具体的な影響について伺います。医療・介護総合法案の主な内容と町民生活への具体的な影響について伺います。この法案は、消費税増税は社会保障のためと宣伝しながら、実際には増税しながら社会保障を切り捨てる一体改悪を具体化するものとなっています。その内容は、住みなれた地域で医療や介護、福祉等のサービスを一体的に受けられる地域包括ケアシステムを構築するためと

しながら、国民に対して医療と介護について大幅な負担増と給付減を押しつけるものであります。医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスは、公的責任の名のもとで切れ目なく保障され、住民の立場に立った地域包括ケアが求められると思いますが、上砂川町としての取り組みや今後の方向性をお聞かせしていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（堀内哲夫） ただいまの2番、川岸議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。渡辺住民課長。

○住民課長（渡辺修一） 2番、川岸議員のご質問、医療・介護総合法案の主な内容と町民生活への具体的な影響についてお答えいたします。

本年6月18日に可決成立、6月25日に公布されました地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律に関するご質問ですが、この法律は既に新聞報道等でご案内のとおり、持続可能な社会保障制度の確立を図ることを目指して効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じて、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、医療法、介護保険法等の関係法律について所要の整備等を行うことを目的として制定されたものです。その内容の主なものとしたしましては、1つ目は消費税増税分を活用した新たな基金を都道府県に設置し、医療、介護の連携、強化を図ること、2つ目として地域における効率的かつ効果的な医療提供体制の確保を図るため、都道府県において地域の医療提供体制の将来のあるべき姿を描く地域医療構想を策定すること、3つ目は地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化を図ることなど広範囲かつ多岐にわたっております。

その中で介護保険法関係の改正の主なものとしたしましては、1、地域包括支援センターの運営の強化、地域ケア会議の推進、認知症初期集中支援チームの設置などによる認知症施策の推進、2、

医療、介護のネットワーク構築などによる在宅医療、介護連携の推進、3、要支援1、2の方への介護予防訪問介護と介護予防通所介護を市町村事業である新総合事業へ移行すること、4、特別養護老人ホームへの入所対象者を原則要介護3以上とすること、5、一定以上の所得のある利用者の自己負担割合について2割に引き上げること、6、低所得の施設入所者の食費、居住費を補填するため、補足給付の支給に預貯金等を勘案すること、7、低所得者の保険料軽減を強化するため、第1号保険料の算定基準を現行6段階から9段階に改め、第1段階から第3段階までの低所得者の保険料を公費で軽減することなど改正内容が多岐にわたる関係から、施行日につきましては段階的に施行することとなっております。

去る8月11日に北海道による市町村職員向けの説明会も開催されましたが、内容の一部については未定稿のままであったり、今後省令等の通達により詳細が示されるものもあります。今後は、介護保険の保険者である空知中部広域連合と1市5町で連携を図りながら情報を共有し、共通の支援サービスが受けられるよう課題を整理し、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁といたします。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。

○2番（川岸清彦） 質問という形では、要望なのですが、先ほども皆さんお話ししているように高齢化がどんどん進んでいるので、高齢化に応じて、上砂川も45%から50%への道と進んでいますので、できるだけお年寄りの方の介護とか、特養ですか、特養の老人ホーム、要支援3以上でないといけないとか、そういうだんだん厳格になってきているので、できるだけ医療のほうの介護サービスというものを努力していただきたいと、そういうことをお願いして、一応質問を終わらせていただきます。

○議長（堀内哲夫） 要望終わりましたね。

○2番(川岸清彦) はい。

○議長(堀内哲夫) ないようですので、打ち切ります。

以上で一般質問を終了いたします。

◎議案第34号 議案第35号 議案第36号

○議長(堀内哲夫) 日程第3、議案第34号から日程第5、議案第36号については、既に提案理由並びに内容の説明が終了しておりますので、順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

日程第3、議案第34号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) 討論なしと認めます。

これより議案第34号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更については、原案のとおり決定いたしました。

日程第4、議案第35号 平成26年度上砂川町一般会計補正予算(第2号)について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) 討論なしと認めます。

これより議案第35号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号 平成26年度上砂川町一般会計補正予算(第2号)については、原案のとおり決定いたしました。

日程第5、議案第36号 平成26年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) 討論なしと認めます。

これより議案第36号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号 平成26年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり決定いたしました。

◎調査第3号

○議長(堀内哲夫) 日程第6、調査第3号 所管事務調査について議題といたします。

お手元に配付してありますように、議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により閉会中の継続調査についての申し出がありましたので、委

員長の申し出のとおりこれを許可してまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の申し出のとおり許可することに決定いたしました。

◎追加日程について

○議長（堀内哲夫） ただいま議長の手元に意見書案6件が所定の手続を経て提出されておりますので、これを追加日程のとおり追加し、議題に付したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり追加することに決定いたしました。

なお、日程第7、意見書案第9号から日程第12、意見書案第14号までの6件の意見書の本文は相当量となっておりますので、本文読み上げについては省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第9号から意見書案第14号まで、本文読み上げによる内容説明を省略することに決定いたしました。

◎意見書案第9号

○議長（堀内哲夫） 日程第7、意見書案第9号「手話言語法」の制定を求める意見書について議題といたします。

8番、大内副議長、ご登壇の上ご発言願います。

○8番（大内兆春） 「手話言語法」の制定を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成26年9月19日

上砂川町議会議長 堀内哲夫様

提出議員 大内兆春

賛成議員 横溝一成 斎藤勝男

本文に入りますが、朗読、内容の説明は省略させていただきます。

意見書案第9号「手話言語法」の制定を求める意見書（案）。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月19日

上砂川町議会議長 堀内哲夫

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

意見書案第9号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第9号「手話言語法」

の制定を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎意見書案第10号

○議長（堀内哲夫） 日程第8、意見書案第10号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について議題といたします。

8番、大内副議長、ご発言願います。

○8番(大内兆春) 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書(案)。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成26年9月19日

上砂川町議会議長 堀内哲夫様

提出議員 大内兆春

賛成議員 高橋成和 伊藤充章

本文に入りますが、朗読、内容の説明は省略させていただきます。

意見書案第10号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書(案)。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月19日

上砂川町議会議長 堀内哲夫

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣。

以上でございます。

○議長(堀内哲夫) 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第10号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第10号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める

意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎意見書案第11号

○議長(堀内哲夫) 日程第9、意見書案第11号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について議題といたします。

4番、斎藤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○4番(斎藤勝男) ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書(案)。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成26年9月19日

上砂川町議会議長 堀内哲夫様

提出議員 斎藤勝男

賛成議員 大内兆春 吉川洋

本文に入りますが、朗読、内容の説明は省略させていただきます。

意見書案第11号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書(案)。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月19日

上砂川町議会議長 堀内哲夫

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣。

以上でございます。

○議長(堀内哲夫) 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第11号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第11号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書については、原案のとおり決定いたしました。

◎意見書案第12号

○議長（堀内哲夫） 日程第10、意見書案第12号 地方財政の充実・強化を求める意見書について議題といたします。

5番、数馬議員、ご登壇の上ご発言願います。

○5番（数馬 尚） 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成26年9月19日

上砂川町議会議長 堀内哲夫様

提出議員 数馬 尚

賛成議員 大内兆春 川岸清彦

本文に入りますが、朗読、内容の説明は省略させていただきます。

意見書案第12号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月19日

上砂川町議会議長 堀内哲夫

提出先 内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、経済産業大臣。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第12号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第12号 地方財政の充実・強化を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎意見書案第13号

○議長（堀内哲夫） 日程第11、意見書案第13号 2015年度予算（介護・子ども）の充実・強化を求める意見書について議題といたします。

5番、数馬議員、ご発言願います。

○5番（数馬 尚） 2015年度予算（介護・子ども）の充実・強化を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成26年9月19日

上砂川町議会議長 堀内哲夫様

提出議員 数馬 尚

賛成議員 大内兆春 斎藤勝男

本文に入りますが、朗読、内容の説明は省略させていただきます。

意見書案第13号 2015年度予算（介護・子ども）の充実・強化を求める意見書（案）。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月19日

上砂川町議会議長 堀内哲夫

提出先 内閣総理大臣、厚生労働大臣。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切

ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第13号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第13号 2015年度予算（介護・子ども）の充実・強化を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎意見書案第14号

○議長（堀内哲夫） 日程第12、意見書案第14号 電力料金再値上げの撤回を求める意見書について議題といたします。

2番、川岸議員、ご登壇の上ご発言願います。

○2番（川岸清彦） 電力料金再値上げの撤回を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成26年9月19日

上砂川町議会議長 堀内哲夫様

提出議員 川岸清彦

賛成議員 大内兆春 伊藤充章

本文に入りますが、朗読、内容の説明は省略させていただきます。

意見書案第14号 電力料金再値上げの撤回を求める意見書（案）。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月19日

上砂川町議会議長 堀内哲夫

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣、北海道知事、道議会議長。

以上です。

〔発言する者あり〕

○議長（堀内哲夫） 了解したようだね。わかりました。

以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第14号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第14号 電力料金再値上げの撤回を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（堀内哲夫） 以上で本定例会に付議されました案件につきましては全て終了いたしましたので、平成26年第3回上砂川町議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（閉会 午前11時35分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 堀内哲夫

署名議員 齋藤勝男

署 名 議 員 数 馬 尚